

ブラウンフィールド事業に学ぶ 環境情報の重要性と有効活用法

石井 亮・坂野 且典・中村 直器・佐藤 利子

① 米国における環境規制の情報提供サービス

背景(米国事情)

ブラウンフィールド(Brownfields)問題の顕在化

↳ ブラウンフィールド法の制定(2002年)、各州が自主浄化プログラム(Voluntary Cleanup Program)を制定

・財政インセンティブや汚染責任免除のスキーム等の優遇措置

・法律上・行政管理上の土地利用規制(Institutional Controls: 'ICs')

…人への汚染の暴露リスクを最小限に留めるための規制。具体的には、掘削や井戸設置の禁止といったサイト内の活動上の制限と、住居、学校、デイケア施設等の設立の禁止といったサイトの利用上の制限がある。

さまざまなICsの増加 → ICsを継続的に適正維持することは困難 → ICsの適正維持を支援する1つの方法として…
・ICs情報のデータベース化
・土地利用・活動情報のモニタリング

▶「汚染サイトを全て浄化するのには難しい。」

▶「汚染されているからと言って土地が使えないわけではない。」

▶リスクベースでの浄化事例が増加

米国カリフォルニア州A社の情報サービスの例

サービスの概要

■ A社は連邦や州、汚染責任者からさまざまな汚染サイトのICs情報を入力し、GIS上でデータベース化している。

▶ 土地購入者や開発者、工業者等は位置情報を入力することにより、その土地の利用あるいは活動(工事等)上の制限事項(すなわちICs情報)を事前に知ることができる。

■ A社は連邦や州によって定められた手続き※1を利用し、土地利用・活動情報(掘削工事や井戸設置など)を入力し、モニタリングしている。

▶ 汚染責任者はICsに反した工事等が行われそうなときに、その情報を事前に知ることができる。

※1 手続きに関する関係機関

土地売買: 取引記録管理機関、建設工事: 許認可機関
井戸設置: 設置許可機関、掘削作業: One-Callセンター etc.

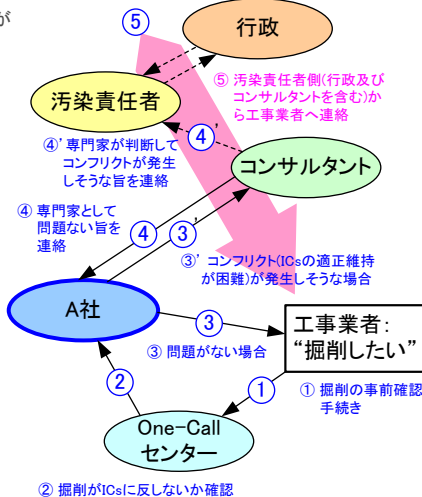


サービスの一例

- (1) 工業者は掘削工事の確認手続きのためにOne-Callセンターに連絡する(①)。
- (2) One-Callセンターは掘削行為によってコンフリクト(ICs)の適切維持ができない状態が生じないかどうかA社に確認する(②)。
- (3) A社のシステムが、コンフリクトが発生しないか確認し、問題が無ければ、工業者に掘削可能である旨の連絡がいく(③)。
- (4) 一方、システムがコンフリクトの発生を確認した場合、A社は汚染責任者側の専門家に連絡する(④)。
- (5) 汚染責任者側の専門家は専門家としての意見をA社に提示(④)。
- (6) 問題があれば、汚染責任者にその旨を連絡する(④)。
- (7) 汚染責任者は行政や専門家と相談し、対応方法を検討し、工業者に連絡する(⑤)。

① One-Callセンター:

各州で定められた手続き。掘削工事の数日前にOne-Callセンターに電話し、掘削が可能かどうか確認しなければならない。本来は電線、水道、ガス、ケーブルテレビ、パイプライン等のユーティリティーの有無を確認するためのものであったが、現在はICs上の掘削制限の有無も含めて、確認の手続きを行うことになっている。



② 日本における環境情報の有効利用に関する提言

【現状】日本では法律上または行政上で管理されている汚染サイトの割合は少ない。

⇒これらのサイト以外にも管理すべき汚染サイトが存在するが、その情報は調査しなければわからない。

土壤汚染対策法の指定区域は2006年2月14日までに104件指定されたに過ぎない。

東京都や埼玉県、大阪府、名古屋市といった都市部の自治体は独自に土壤汚染をチェックし、管理する条例を制定しているが、こうした自治体は全国の自治体(都道府県+水質汚濁防止法政令市)のわずか1割程度に過ぎない。

【提言】情報の整理によって、土壤汚染に関する多くの情報を効率的に収集でき、一次情報として評価できる。

☑ 情報データベースの構築: 異なる法や仕組みに当てはめられた情報の統合+GIS等を用いた使い易いデータベースの構築

【汚染サイト情報】 土壤汚染対策法や自治体の条例で管理されている汚染サイトあるいは公表指針・基準、事業者の自主的開示によってプレスリリースされている汚染サイトの情報
【周辺環境情報】 自治体による各種環境モニタリング情報(水質汚濁防止法やダイオキシン類特別措置法等に基づくモニタリング結果)

【汚染要因情報】 有害物質、化学物質、危険物に関する各種行政届出

【規制情報】 自治体独自の土壤・地下水汚染に関する条例等の規制情報

☑ 自治体の開示情報の一律化

以上はPHASE I等の専門家による調査の精度向上に資するとともに、土地取引や開発等の企画段階で意思決定材料を提供しうると考える。

